

# 広島女学院大学総合研究所年報

〔電子版〕

Vol. 14



広島女学院大学総合研究所

2010

# 目 次

I.	はじめに	所長 森 あおい	(1)
II.	2009 年度公開セミナー報告	管理栄養学科	(3)
III.	2008 年度広島女学院大学学術研究助成【研究概要報告】		
	〔個人研究〕		
	・ 意思決定のためのコミュニケーション —フィンランド女性の社会参画を中心として—	石井 三恵	(5)
	・ Western Women Write about Meiji Japan	Ronald D. Klein	(7)
	・ 特別なニーズを持つ大学生女子の支援のあり方	山下 京子	(8)
	・ テレビニュースと取材の談話の構造の比較分析	大場美和子	(10)
	・ 現代建築家の制作にみえる生活世界のつきつめ方についての研究	小野 育雄	(11)
	・ 中国における木材流通構造の変容に関する地理学的研究	木本 浩一	(12)
	・ 伝統的装束の使用実態から見る意義と伝承に関する研究	榎崎久美子	(13)
	・ 幼児期の美術館での鑑賞活動における心理的効果について	三樹 正典	(15)
	・ メロドラマが育てた近代国民国家日本 (新聞小説作家としての紅葉から漱石まで)	宮本 陽子	(16)
	〔共同研究〕		
	・ 低体重および過体重学生の体格改善における栄養・食事指導の効果	下岡 里英	(18)
	〔基盤研究〕		
	・ e-ラーニングによる生涯学習の試み		
	・ —高齢者向け教材の開発—	中田美喜子	(19)
	・ 粒子音韻論の拡張による母音体系の分析	山本 武史	(20)
	・ 食物選択による精神活動制御の試み	瀬山 一正	(21)
	・ 食物アレルギーに対する経口免疫寛容に影響を及ぼす栄養形態と ストレスに関する研究	坂井堅太郎	(22)
	・ 量化表現の作用域の極小主義理論的研究	中村浩一郎	(23)
	〔学術図書出版〕		
	・ <i>Interlogue 8: Further Interviews with Singapore Writers</i>	Ronald D. Klein	(25)
	・ イエスの十字架の死 史実から物語へ	中山 貴子	(26)
IV.	2009 年度広島女学院大学学術研究特別助成報告		(28)
V.	2008 年度広島女学院大学学術研究助成【研究成果報告一覧】		(29)
VI.	特別専任研究員の活動報告	谷岡 知美	(30)
VII.	2009 年度広島女学院大学学術研究助成【交付一覧】		(34)
VIII.	2009 年度科学研究費補助金【交付一覧】		(35)
IX.	関係規程		(36)

# I. はじめに

所長 森 あおい

本研究所は、広く人文・社会、自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的としています。

2009年度学広島女学院大学術研究助成の交付件数は、「個人研究」9件、「共同研究」1件、「若手研究」0件、「萌芽研究」0件、「基盤研究」5件、「学術図書出版」2件、「学会特別助成」0件、そして「学術研究特別助成」2件でした。「若手研究」、「基盤研究」の新規の公募は、規程改正によりありませんでした。

2009年度科学研究費補助金の採択は3件でした。ほかに、分担金の配分が1件ありました。

『広島女学院大学論集』第59号は12月に刊行され、関係諸機関に配布しました。人文・社会分野が6編、共同研究2編を含め自然科学分野3編が掲載されています。紀要論文の電子化も著者の許諾を得て進み、広島県大学共同リポジトリ（HARP：Hiroshima Associated Repository Portal）を通して公開されています。

広島女学院大学総合研究所叢書第5号が12月に発行されました。『大伴家持歌の風流一雪月花一』というタイトルで、執筆者は森斌日本文学科教授です。叢書も論集と同様、HARPを通して公開されています。

恒例の本学公開セミナーは第27回目となり、本年度は、「食、栄養から健康を考える」というテーマで2010年10月10日、17日、24日、31日の各土曜日の14時から16時まで、人文館303教室で開催されました。担当学科は管理栄養学科で、4名の教員が身近な例を取り上げてわかりやすく「健康」について講演を行いました。本セミナーは、一般市民の方々と学生を対象とするもので、本年の総受講者数は227名でした。1回あたりの平均出席者は146名で、延べ584名の方々が来てくださったこととなります。

公開セミナーの成果は、『09年度（第27回）広島女学院大学公開セミナー論集 食と栄養から健康を考える』としてまとめられ、本年度から紙媒体ではなく、電子媒体で公開することになり、HARPを通して発信されています。

学外との連携講座として、今年も牛田早稲田公民館と早稲田女性会との共催による「早稲田ア

カデミー」からの要請を受け、本学から講師を派遣しました。テーマはさまざまな分野にわたり、5月から11月にわたって計6回開催され、参加者総数は125名でした。今年で6年目になり、参加人数も増え、地元、牛田地区との連携が深まりつつあります。

「広島市ひと・まちネットワーク」によるシティカレッジ（於市民交流プラザ）では、生活デザイン情報学科の5名の教員が、「世界遺産入門」というテーマで5月から6月に講座（計5回）を開きました。参加者総数は250名でした。

12月9日には、初の試みとして、神戸女学院大学総合研究所主催の特別公開講演会に遠隔テレビ会議システムを通して参加しました。「核兵器のない平和な世界を目指して」（“Lessons from Hiroshima —The path to a peaceful world, free from nuclear weapons”）というタイトルで、秋葉忠利広島市長が神戸女学院大学講堂で行った英語の講演が、同大学大学院文学研究科通訳・翻訳コースの学生によって同時通訳され、本学ソフィア館101教室の画面に配信されました。本学から参加した学生、教職員、約20名が、本学の他、ジュネーブ大学にも中継された講演をリアルタイムで聴き、質疑応答にも加わることができました。グローバルにインターネットで繋がる新しい時代の公開講座のあり方を学ぶ絶好の機会となりました。

本研究所に所属する特別専任研究員1名は、学習支援と図書館の機関リポジトリの仕事を担当しました。特別専任研究員の活動の詳細については、本年報「特別専任研究員の活動報告」をご覧ください。

本研究所は、上記のように研究活動と共に地域との連携を進展させつつあります。総合研究所が担う、学術研究支援という役割が増し、また科学研究費等の公的資金を取り扱う上での責任が重くなってきているにも拘わらず、本年度は総合研究所付けの専任の職員は不在で、嘱託職員が事務を担当しました。専任職員の配置が重要な課題です。また、大学では事務組織の再編を進める動きがあります。それを受けて、総合研究所を学術研究支援組織として再編成するための議論を総合研究所委員会で重ね、規程改正案を作成し、2009年度第9回大学評議会に上程しましたが、来年度から組織を再編成することは拙速であるということから、継続審議となりました。より活発な研究活動を推進するためにも、研究所の体制を見直すことが早急に求められており、次年度には組織の再編を実現したいと考えています。

総合研究所のあり方についての皆様方のご意見やご提言をお寄せいただきますようお願いいたします。

## Ⅱ. 2009年度公開セミナー報告

### 食、栄養から健康を考える

管理栄養学科

2009年度（第27回）広島女学院大学公開セミナーは、「食、栄養から健康を考える」というテーマで2009年10月10日から10月31日までの毎土曜日の計4回開催されました。

今日、社会や経済の構造変化などに伴い食をとりまく環境が目まぐるしく変化しています。健康はさまざまな要因により影響されるため、色々な視点から健康を考えることが大切であると考えます。本セミナーでは、食品の健康へのかかわりを知ることや食や健康に関連深い微生物への理解を深めることを目的としました。また、次世代を担う子どもを取り巻く食環境や今や国民病となりつつある慢性腎臓病について考え、その現状から食生活の問題点を整理し、食生活の改善や疾病予防を考えることを目的としました。本セミナーは、私たち一人ひとりが自分自身の問題として健康増進を考えるきっかけになったと思います。

本セミナーの講義題目と担当者、講義内容は次の通りです。なお、本セミナーの講義をまとめた『'09（第27回）広島女学院大学公開セミナー論集 食、栄養から健康を考える』を2010年3月に広島県大学共同リポジトリ（HARP）にて公開しました。

#### 第1回 10月10日（土）

##### 大豆と健康 ―大豆の生体調節機能―

管理栄養学科教授 三浦 芳助

大豆は“畑の肉”と言われるように、そのタンパク質は植物性食品の中で特に栄養性の優れたものである。また、近年では、血清コレステロール値低下機能、抗酸化機能、抗血圧上昇機能、免疫賦活機能などの生体調節機能を持つことが確認されている。わが国の伝統的な大豆加工食品である豆腐、味噌、醤油、納豆などは、長い年月にわたり日本型食文化の中心的な役割を果たしてきた。このセミナーでは、これらの食品を健康との関連で考えてみる。

#### 第2回 10月17日（土）

##### 私たちの食生活と微生物

管理栄養学科教授 村上 和保

人間の生命や生活は様々なところで微生物と深く結びついている。代表的な例をあげれば、感染症、医療、食品加工、さらにはバイオテクノロジーや環境問題までが含まれる。いずれにせよ私たち人間は好むと好まざるとにかかわらず、この地球上で微生物とうまく共生していかなければならない宿命を背負っている。本セミナーでは、私たちの食や健康の分野における微生物とのかかわりや、そこにあるいくつかの問題点について身近な視点から考えてみたい。

### 第3回 10月24日（土）

#### 子どもの食を取り巻く課題とその対応

管理栄養学科准教授 渡部 佳美

社会の変化に伴い、朝食の欠食、小児肥満、孤食等、子どもたちの食生活にも様々な影響が見られる。また、食料自給率の低下、食の安全性の崩壊、食に関する情報の氾濫等食を取り巻く課題はさらに増えつつある。本セミナーでは、子どもたちが将来の健康に対する意識を高め、健やかな体と豊かな心の育成を図る方策として、今求められている食育について、学校で行われている事例を踏まえて考えてみたい。

### 第4回 10月31日（土）

#### 慢性腎臓病（CKD）と食生活

管理栄養学科専任講師 森山 幸枝

腎臓は水や老廃物の排泄、血圧調節、貧血予防など生命維持のために大切な役割を担っている。しかし、現在、日本の慢性腎臓病（CKD）患者は400万人以上とされ、末期腎不全となり透析導入となる患者が増加の一途をたどっている。CKDは心筋梗塞や脳梗塞を含む心血管系疾患発症の危険因子であり、早期発見と適切な治療がその進行抑制にとって重要である。日常においてその予防は生活習慣改善が第一であり、正しい知識と食生活について考えてみる。

# Ⅲ. 2009 年度広島女学院大学学術研究助成

## 【研究概要報告書】

### 〔個人研究〕

意思決定のためのコミュニケーション  
ーフィンランド女性の社会参画を中心としてー

生活科学部 生活デザイン・情報学科 教授 石井 三恵

男女共同参画社会をより推進・拡大していくために最も重要なことは、女性が意思決定機関に参画していくことであると考えます。アフーマティブ・アクションやクォーター制の導入などを視野に入れながら、女性の発言力を高める必要性は論じられてきているが、その教育ならびに訓練の方法を定着させるような研究は少ない。単純に話すことと、感情や考えを伝えることは大きく異なることが理解されていないからである。闇雲に、あるいは声高に叫ぶことが発言力の高さであるという錯覚や、女性は論理的思考で語ることはできないとされる風潮に対して、性差を超えた人間性に基づいた発言力、つまりコミュニケーション能力とは何かを示すことが急務であると考えます。同時に、コミュニケーション能力の向上により、新たな関係性を構築することができることから、ひとりの人間としてのあり方を見つめ直す機会となるだけでなく、人間としての権利とは何かを考える人権意識を生じる契機となる。当然のことながら、女性も一人の人間であるという認識を普遍的なものとする機会となる。この点こそ、男女共同参画社会を推進していくための原動力となる。したがって、コミュニケーション能力の開発は意思決定機関において弱者が社会へ参画し、貢献していくための重要な課題である。

2005 年から北欧に関する研究を行ってきたが、とくにフィンランドの教育の変遷、女性のライフスタイルの変化にともなう社会の変化を中心に研究を重ねてきた。産業の少ない国家において人材育成に重点を置き、先端技術を開発することでビジネスの一端をリードしてきたフィンランドは、ジェンダー差が少ないと思われていた。しかし、日本に比べるとジェンダー差ははるかに少ないが、存在していることも研究の過程で明らかになった。2007 年に訪問した折、都市としての空間の雰囲気は少しずつ変化しはじめていると感じたとともに、女性の国会議員が女性に対する暴力に関する発言をはじめたことに気がついた。女性参政権を世界でも早い時期に認めた国であり、現在も大統領を初めとして女性が政治的中枢に位置し、活躍している現状において、女性国会議員が自らの体験を述べたのである。

本年度はこの問題に関する資料収集の一方で、ヨーロッパにおけるアサーティブ・トレーニングの第一人者であるアン・ディクソン氏の来日にともなう講演とワークショップに参加する機会を得た。日本とヨーロッパの女性の歴史的立ち位置を学びつつも、考え方の相違から生じる伝え方の相違を肌で感じる事ができた。女性が発言力を高めるためには、

感情を言語化することが最も大切であることを再認識した。そのためには、後天的な資質の向上の必要性和、アサーティブネス論に基づいたコミュニケーション・スキルの理論化の必要性を理解できた。

2010年度は、フィンランドにおける女性の暴力とその対処の仕方を現地に赴いて調査し、コミュニケーションに関してさらに研究していく予定である。



〔個人研究〕

## Western Women Write about Meiji Japan

文学部 英米言語文化学科 教授 Ronald D. Klein

The purpose of this grant in 2009-2010 was to complete the acquisition of texts necessary for their analysis and summary in subsequent research study. Because these texts are 100-150 years old, most are out of print and many out of circulation. It was necessary, therefore, to find copies held in libraries in England. Using the British COPAC database, I could identify which texts were held in which libraries. In Edinburgh I found four texts at the National Library of Scotland. At the Cambridge University Library, I found three texts. At the British Library, I found three but one was damaged. And at the Trinity College Library in Dublin, Ireland, I found one. At several libraries, including the British Library and University of Cambridge, copyright laws prohibited the copying of the whole text. In those cases, only selected chapters were copied. Finding these texts is important for my study because they represent several categories of women writers that I am researching—travelers, missionaries, and fiction writers. Some of the major women in these categories of writers include: travelers like Isabella Bird, Eliza Scidmore and Mabel Loomis Todd; educators like Clara Whitney, Marie Stopes, Anna Hartshorne; writers like Frances Little, Mary Fenellosa and Rosa Praed; missionaries like Mary Jane Bickersteth, Amy Blanchard, Amy Carmichael and Julia D. Carrothers; and diplomat wives like Mary Fraser and Baroness D'Anethan. Thanks to this research trip, I now have copies of almost all of the 250 works by western women writing about Japan during the Meiji Era. I could purchase several other books through normal on-line booksellers, which added 18 texts to the collection. Library acquisitions added several more. This study will greatly add to scholarly studies about early modern Japan. A study of this breadth has never been attempted before. By looking at this widest possible collection of more than 200 women writers, a comprehensive understanding of their work will emerge. By focusing on women writers, it will contribute a missing part of scholarship that has been overlooked. It will bring a different perspective to how the West viewed Japan at the turn of the 20<sup>th</sup> century.

## 〔個人研究〕

### 特別なニーズを持つ大学生女子の支援のあり方

文学部 幼児教育心理学科 教授 山下京子

本研究の目的は、特別なニーズを持つ大学生女子の発達を支援する個別対応プログラムを開発するために、大学内における支援事例を積み重ね、事例のタイプ分けを試みることで、タイプ別の適切なケースマネジメントのあり方について検討し、学内支援体制のモデルを提示するものである。

本研究における特別なニーズを持つとは、統合失調症、人格障害などの精神疾患や、発達障害のうち、高機能自閉症(HFA)あるいは高機能広汎性発達障害(HFPDD)、アスペルガー障害(AS)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などのハンディを抱えた大学生をさしている。こうしたハンディに加え、境界知能や低学力の問題を重複して抱えた学生をターゲットにしている点が本研究の特色である。

発達障害者支援法(平成 17 年 4 月 1 日)が施行され、障害のある子どもを生涯にわたって支援するために、個別の支援計画が必要であり、それは大学においても例外ではなく、障害のある学生に対する適切な教育上の配慮が求められる。大学における従来の障害のある学生への支援は、生活支援を中心として行われてきたが、修学支援や就労支援の必要性も見逃すことはできない。修学上の支援、社会生活上の支援、就労の支援という 3 本柱を立て、組織的に支援するシステムが必要とされる。

精神疾患や発達障害に対する適切で正しい理解と対応は、支援の第 1 歩であると考えられるが、発達障害の中でも ADHD に関しては、未だ不明瞭な部分が多くあり、研究途上であると言える。そこで、いくつかの観点から、最近の ADHD 研究で明らかにされたことの整理を試み、『注意欠陥多動性障害(ADHD)研究の最近の動向について』(山下京子 2009 広島女学院大学論集 第 59 集 Pp. 1~16)の題目で発表した。要約は次の通りであった。

発達障害の中で、ADHD を取り上げ、最近の研究の動向について、成人と ADHD、ADHD と薬物療法、ADHD の遺伝的アプローチ、ADHD の診断と共存症、ADHD と実行機能の 5 領域の研究成果を概観した。ADHD に関する今日の研究を概観すると、分子生物学的アプローチや認知神経学的アプローチなど、多方面から研究されていることがわかった。ADHD における遺伝的影響が大きいことが明らかにされると、教育的効果に対する期待が減少し ADHD のための特別支援教育のプログラム開発が滞ることになったり、遺伝子多型の違いに対する差別や偏見が生じる危険性もある。遺伝子情報が個人情報であることに配慮した上での、異分野の連携による ADHD に対するアプローチがぜひとも必要であろう。また、実際の教育場面では、そうした研究の成果を参考にしながらも、ADHD の特性に配慮した授業実践研究を積み重ねていくことが要求されると思われる。また、ADHD が遺伝と環境が複雑に絡み合った結果の発現と考えられることから、早期(幼児期)の対応は非常に重要となる。特別支援教育は、大学においても実施する必要性に迫られているが、学内支援体制や学生の実態把握からしてまだこれからの状態である場合が多い。まず支援を必要としている学生を抽出することから始めたい。大学生の ADHD に関しては、未だ明らかにされていないことが多いが、成人の ADHD の研究で、社会生活上困難を生じやすいことが報告されていることを考慮

し、支援の場を教育から社会へつなぐためにも、大学生の ADHD に関する研究が必要であると考えられる。

## 〔個人研究〕

### テレビニュースと取材の談話の構造の比較分析

文学部 日本語日本文学科 専任講師 大場美和子

#### 1. 研究の目的

本研究の目的は、「専門家」に対するテレビ局の取材時のインタビューのやりとりが、編集されてテレビニュースに引用された結果、いかに取材時の実際の文脈を離れてテレビ局側の「現実」として構成されているのかについて、取材の談話とテレビニュースの談話を比較することによって明らかにするものである。従来の研究では、放送された番組間の比較によって、メディアが独自の様式で現実を構成する実態を指摘するものが多い。本研究では、大学教員が「専門家」として実際に取材を受けた場面の録音・録画データと、その取材が編集されて放送されたテレビニュースの録画データ、という 2 つの談話を比較する点に特徴がある。さらにこの分析結果を、マスメディアによる情報を批判的に見るメディアリテラシーの教育として扱い、教育と研究の連携を目指すものである。

#### 2. 研究経過

2009 年度は、取材の談話とテレビニュースの談話という 2 つの談話の分析を中心に行った。取材の談話は、筆者が地元の民放局から「国語に関する世論調査」について「専門家」の解説を求められ、研究室で約 2 時間にわたって行われたインタビューの録音・録画である（2008 年 7 月 30 日）。一方、テレビニュースの談話は、夕方の地域のニュース番組（2 時間 10 分）の録画である（2008 年 8 月 5 日）。

まず、ニュースの談話については、シーン別（スタジオ、街頭調査、専門家の解説）に構成要素（登場人物、映像／音声情報、文字情報）を記述し、構成分析を行った。次に、取材の談話については、質問内容、沈黙、談話標識、非言語行動等から話題区分を行い、この話題区分をもとにニュースに引用された話題を特定した。そして、取材者と大学教員（筆者）のやりとりの発話と、テレビニュースの「専門家」の「解説」の発話の比較を行った。2 つのデータの比較から、大学教員の取材時の発話は実際にニュースに引用されているものの、「国語に関する世論調査」に対する直接的な言及以外の発話が、「専門家」の「解説」として部分的に利用されている実態が明らかとなった。これをもとに、取材時と放送時の場が乖離し、世論調査に関する「現実」が構成されている点を指摘した。

分析内容は後期の社会言語学Ⅱの授業においてメディアリテラシーの一例として扱い、さらに、社会言語科学会（2010 年 3 月 13・14 日、於・慶應義塾大学）において本研究課題の成果の一部として発表を行った。

大場美和子（2010）「取材の談話とテレビニュースの談話の比較―「国語に関する世論調査」に対する「専門家」の解説のつくられかた―」『社会言語科学会第 25 回大会論文集』社会言語科学会 pp. 244-247

## 〔個人研究〕

### 現代建築家の制作にみえる生活世界のつきつめ方についての研究

生活科学部 生活デザイン・情報学科 准教授 小野 育雄

#### 1. 研究の目的および意義

現代建築家たちの建築作品研究を通して、現象学における「生活世界」と呼ぶ事象を制作者がどのように自覚するか、とともに、その自覚をどのように生活空間設計＝建築することにおいて実現できるのか、を探究することが今回の本研究を含む大目的である。

近年の研究論文においては、現代建築家スティーヴン・ホールの制作への建築家自身による反省的思索を分析することを通じて、「生活世界」についての制作者の自覚とその自覚の生活空間設計における実現、の全幅に亘る方法論を探究し、建築家の言葉におけるその方法論のありさまを示し得たが、今回の本研究は、本助成期間内に、具体的作品についての分析と当建築家の言葉におけるこれまでの方法論研究とを橋渡し始めようとするものである。また、先行研究成果にもとづき、現代建築家の生活空間制作の実践における同方法論の実現の水準を確認しつつ、より確かな実現のための道標づくりを行なわなければならない。

本研究の展開の公開によって、現代行なわれようとしている建築することにおいて、個別の制作者ごとに、より善きインスピレーションを喚起できるであろうことが、意義である。同時に、本研究の展開の公開を通して、制作品とともに生きる人びとに、現象学のいう生活世界（生きられる世界）をときに開きやすく、感得しやすく本研究がはたらくことを、意義とする。

#### 2. 研究経過等

2009年度単年度のみ申請計画であるから、今後のさらなる研究の一部を構成するかたちものとなるが、本研究関係情報収集を、制作品実地調査と諸図面等を含む文献調査により行ない、収集等にもとづく分析結果公表を、論文執筆、研究発表等の展開により行なっていくことになる。研究成果を具体的に表わす、現時点での発表等についてを以下に記しておきたい。2009年8月に日本建築学会大会において「建築することの二相」(『2009年度大会(東北) 学術講演 梗概集』日本建築学会、F-2、建築歴史・意匠部門、pp. 667-668)と題して、本研究発表としての、学術講演を行なった。また、本研究論文執筆としては、2010年度内での出版を目指して、東京工業大学大学院社会理工学研究科教授・桑子敏雄等とともに、『感性のフィールド』(現時点での書名)を執筆中(小野担当の章名:「ひとつの細道を或るフィールドにつくることとしての建築すること」)である。

## 〔個人研究〕

### 中国における木材流通構造の変容に関する地理学的研究

文学部 人間・社会文化学科 教授 木本浩一

#### 1. 研究の目的

1990年代後半から顕著になった中国における急速な経済成長は、世界的な物流機構の再編をもたらしている。特に、木材、農産物、鉱産物など一次産品については、環境負荷や各地域での土地利用の変化などに関連して、十分な注意が必要となっている。

以上を踏まえ、本研究では、国際的な木材流通構造再編の中において、中国における木材流通・加工に関わる地域構造の変化の実態調査を行う。特に、国産材・外材の集散地として注目される上海市周辺を対象として、調査を実施する。

#### 2. 研究の経過

本年度は、2度に渡って現地調査を実施した。まず、7月上旬、華東師範大学の谷人旭教授とともに、嘉興市を訪れ、市政府の関係部局に調査協力の依頼をし、経済開発特区に所在する台湾資本の企業数社を訪れた。また、9月中旬、嘉興市を再訪し、本調査を実施した。特に、地場産業を中心としてヒアリング調査を行った。

#### 3. 研究成果

以下のとおり口頭発表を行った。

中国における木材加工業の地域的展開—上海地域を事例として—

木本浩一・谷人 旭（華東師範大学）

経済地理学会西南支部12月例会 北九州大学；本館5F 2009年12月12日（土）

## 〔個人研究〕

### 伝統的装束の使用実態から見る意義と伝承に関する研究

生活科学部 生活デザイン・情報学科 専任講師 榎崎 久美子

#### 1. 研究目的と意義

本研究では、現代社会における神道文化を基盤とした祭礼に用いられる伝統的装束の活用実態を調査することでその意義を解き明かしていくことを目的とする。同時に伝統的装束の存続について実態を踏まえた上で今後の伝統文化継承についての提案も行っていく。

#### 2. 研究の方法

- ① 伝統的装束の成立過程の文献調査
- ② 伝統的装束の使用実態の調査
- ③ 伝統的装束の着用者および観覧者への意識調査

#### 3. 研究経過

2009 年度においては以下の日程で祭礼等における伝統的装束の使用実態調査を行った。

調査年月日	調査場所	調査対象の祭礼等	調査対象となる伝統的装束
5月16日	岡山県倉敷市 阿智神社	春季例大祭	三女神舞装束
5月26日	岡山県岡山市 岡山県神社庁	祭祀舞講習会	浦安舞装束
6月30日	岡山県岡山市 黒住教本部	大祓大祭	吉備舞装束
8月7日	岡山県倉敷市 阿智神社	夏越祭	三女神舞装束
10月11日	三重県伊勢市 伊勢神宮他	大神楽	倭舞装束
11月29日	奈良県奈良市 春日大社	春日若宮おん祭り	お渡り式巫女装束
2月13～14日	三重県伊勢市 伊勢神宮他	大神楽	倭舞装束

また阿智神社、岡山県神社庁、黒住教本部にて伝統装束着用者への意識調査を、阿智神社、岡山県神社庁にて祭礼観覧者への意識調査を、また、國學院大學神楽舞サークル「千早会」所属学生への意識調査を行った。

#### 4. 今後の研究予定

2009 年度に収集した調査結果の集約と観覧者に対する意識調査データが

不足していることからその補完を行う。また、伝統的装束成立過程の文献調査を継続して行い、すべての結果をふまえ伝統的装束の実態と意義の考察と伝統文化の継承に関する提案を行う。



## 〔個人研究〕

### 幼児期の美術館での鑑賞活動における心理的効果について

文学部 幼児教育心理学科 准教授 三柵正典

#### 1. 研究目的

本研究は、幼児期に美術館において美術作品の鑑賞活動を行い、そこから色々な新しい発見や発想などを創り出す鑑賞学習を手がかりとして、心理的な側面から幼児がもつ創造的な思考や表現力などを培うことにより、よりスムーズな幼稚園・保育園教育と小学校教育との接続・連携をはかることを目的とするものである。

#### 2. 研究方法

1年次では、主に幼児期の鑑賞教育の現状把握、分析、美術館での鑑賞授業実践、2年次は、1年次の収集資料や実践データの分析・まとめを行う計画で進めていく。

#### 3. 研究過程

ひろしま美術館において、マイヨールのブロンズ像「ビーナス」を鑑賞題材として鑑賞授業実践を行った。

2009年6月9日（火）聖モニカ幼稚園 年長園児約50名

2009年7月17日（金）ゲーンズ幼稚園 年長園児約70名

ひろしま美術館の常設展の作品（78点）を鑑賞し、その後、中央ホールに展示しているマイヨール作のブロンズ像「ビーナス」を色々な角度から見て、感じたことをパネルに描いていく活動を行った。実際に園児が美術館で描いている時の様子やその後の幼稚園に帰った後の様子、その時描いた作品から、子どもたちが実践した美術館での鑑賞授業は、様々な心理的効果をもたらすことができたのではないかと考えられた。授業実践の詳細は、広島女学院大学論集第59集（pp. 31-45）で紹介している。来年度は、引き続き美術館での鑑賞活動の実践を継続し、幼児の心理的効果についてまとめていきたい。

【中国新聞 2009年6月10日（水）記事より】

「ビーナス像きれいだね」中區で園児デッサン 幼稚園児が裸婦像を見たまにデッサンする教室が9日、広島市中区のひろしま美術館であった。人の体の美しさとバランスを観察する目的で、西区の聖モニカ幼稚園の年長組50人が挑戦した。園児は、本館ホールに立つフランスの彫刻家マイヨールのブロンズ像「ビーナス」高さ174センチを真剣に見ながら黒い画用紙に白鉛筆で描いた。体の曲線を書き込んだり、髪の毛を塗ったりして一生懸命に写しとっていた。



## 〔個人研究〕

メロドラマが育てた近代国民国家日本（新聞小説作家としての紅葉から漱石まで）

### 研究ノート：言語共同体における新聞小説（1）

文学部 人間・社会文化学科 教授 宮本 陽子

本年度は上記のテーマでの研究の1年目であるが、尾崎紅葉の新聞小説のベストセラー『金色夜叉』を題材に研究ノートを製作した。

明治時代において、ほとんどの小説作品は現在と違い、まず新聞小説として発表され、評判を勝ち得てから単行本として出版されるようになった。夏目漱石の小説のほとんども当初の発表形態は新聞小説であった。これは新聞小説のみならず、新聞というものの自体が持っていた意味が現在とは大きく異なることを意味している。

明治時代において、新聞は単なるメディアの一形態というのみならず、読者を啓蒙し、明治維新を経験した国民国家に相応しい国民を創るという使命を荷っていた。したがって、出来事の経緯を読者に伝えるというよりも、その記述から読者を教育することに力点が置かれていたと言ってよい。つまりほとんどの場合、勸善懲悪が紙上で説かれていたのである。そうした新聞において、新聞小説も単なる娯楽、あるいは芸術という意味だけでない役割を果たしていた。

『金色夜叉』は作者の病気のため、何度も中断されながら続編まで書かれ、未完に終わり、紅葉亡き後、別の作者による続々編まで書かれることになる人気小説である。江戸文学に造詣の深かった紅葉は戯作文学を種本にこの小説を書いたと言われているが、現在のわたしたちの目からはなぜこの作品が愛されたのか理解に苦しむようなメロドラマに過ぎない。この作品自体に魅力があるとすれば、あらゆる文体の実験を行った紅葉らしい美文調の文体とそこに紛れ込まされているヴィジュアル的表記法である。しかし、当時の読者たちの心をつかんだのは美文でも実験的表記でもなく、主人公たちが飽きることなく繰り返す愚かな行為とそこから生まれる波乱万丈の筋書きである。作者の病気によって連載が中断されると、連載の継続を願う投書が数多く新聞社に送られ、保養先の作者に出会った読者は連載の継続を直接訴えたという。信じ難いのは、こうした読者の何人もが、物語の主人公の行く末を作者に代わって書いたものを投書で送り、それが新聞紙上に掲載されさせたという事実である。紅葉の作品のなかでいちばんの傑作とは呼び難い作品をめぐって、読者たちによるひとつの言語共同体が構築されてしまうことにわたしたちは関心を禁じえない。このメロドラマの愛読者たちというのは単純で騙されやすい人たちというよりも、当時の知識階級ともよぶべき人たちである。彼らはこの新聞小説の何に惹かれたのか。

19世紀フランスにおいても同じように新聞小説が空前のベストセラーになったが、やはりそこで語られているのは、単純なメロドラマである。一見、波乱万丈のように思われるが、主人公たちはほとんど変化することなく同じことを繰り返す。背景は変わるが人間は変

わらない。社会の激しい動乱を生きる人々は、むしろ不変の人物を求めたのではないか。読者は人物たちが与えられる試練のなかで変わらないことを確かめるために、新聞小説がメロドラマを語り続けることを望んだのである。

## 〔共同研究〕

### 低体重および過体重学生の体格改善における栄養・食事指導の効果

生活科学部管理栄養学科 准教授 下岡里英

#### 1. 研究目的と意義

本調査研究では低体重 (BMI < 18.5) および過体重 (BMI ≥ 25) の若年女性を対象とし、長期にわたり、定期的な栄養教育の介入を行うことを目的とする。継続的な栄養教育を行うことにより、対象者自身が健康上の問題点を理解し、現在および将来において健康な女性を目指した適切な体重管理を行うスキルを身につけさせることが可能となる。

さらに、同時に定期的な身体計測等による体重管理状況及びストレス状況の把握を行うことも目的とする。対象者のストレス状況の把握は、対象者に対する栄養管理の波及効果、あるいは対象者の栄養管理を受け入れる準備状況として評価することが可能となれば、これらの状況を把握することは今後の栄養管理においてその結果を予測する上で重要な視点となりうると考える。

#### 2. 研究方法

- 1) 4月の健康診断時に食生活アンケート調査（朝食摂取状況、夕食摂取時刻、間食・夜食の摂取状況、就寝時刻、睡眠時間、運動実施状況、身体症状）を全学生対象に行い、全学的に食生活の状態を把握する。
- 2) 主に新入生を対象として、4月に本学で行われる健康診断の結果から BMI が 18.5 未満あるいは 25 以上で、参加希望が得られた学生について継続的な指導を行う。また、継続指導対象者については、継続的な身体計測、ストレス指標調査を行う。

#### 3. 研究経過

- 1) 2009年4月に健康診断を受診した学生1746名の内、BMI25以上の者が109名(6.2%)、BMI18.5未満の者が164名(9.3%)であり、栄養・食事指導の必要性が示唆された。食生活アンケート調査の対象者は1061名であった。朝食欠食習慣のある者が約2割、21時以降に夕食を食べる者が約3割、睡眠6時間未満の者が5割みられた。肥満度別にみた生活習慣では、痩せの者ほど、朝食欠食者や21時以降に間食・夜食を摂取する者の割合が多く、運動を定期的に行っていない者が多くみられた。
- 2) BMIが25以上または18.5未満のもの内、個別指導を実施した者は30名であった。肥満あるいは痩せによる影響を面談の中で指導した。さらに、この内継続指導を希望した15名について継続的な指導を開始した。各々の食事調査結果に基づき食生活改善の指導を行った結果、多くの対象者について食態度に変化がみられ、栄養指導における一定の効果と考えられる。ストレス指標の分析を行った。指導開始時のコルチゾール濃度は、BMI25以上の者が $0.32 \pm 0.20$ 、BMI18.5未満の者が $0.34 \pm 0.18$ であり、明らかな違いはみられなかった。また指導期間中にも明らかな変化はみられなかった。指導開始時のカテコールアミンは、ノルアドレナリンが $14.4 \sim 71.9 \mu\text{g}$ /早朝尿、アドレナリンが $0.7 \sim 1.3 \mu\text{g}$ /早朝尿となり、体格の違いによる差はみられなかった。これらのストレス指標については、日内変動を含め更なる検討が必要である。

## 〔基盤研究〕

### eラーニングによる生涯学習の試み—高齢者向け教材の開発—

生活科学部 生活デザイン・情報学科 准教授 中田美喜子

#### 1. 研究目的

昨年度の研究結果から、「年をとっているので、何に対しても興味がわからない」とする消極的な意見もあったが、何かをやりたいとする潜在的な意欲がある人も多数みられる。そのため学習意欲を引き出す教材の試作が必要であることが示された。また高大連携による備北地区における遠隔講義のFD研修会において、公開講座や備北地区における高齢者の生涯学習についての提供が要望された。そのため、今年度は高齢者も親しめる教材開発を試みた。

#### 2. 研究経過

高齢者においても学習意欲のある方々や、社会へ参画を希望されている方々への教材を検討した。eラーニング（高齢者向けにパソコン画面勉強とした）についての項目では、昨年度の研究で「パソコン画面勉強でも有名な先生なら受講したい」「数ヶ月の勉強すべてパソコン画面勉強でもよい」において優位な差が認められた（ $\chi = 15.758$   $P > 0.01$ ,  $\chi = 14.505$   $P > 0.01$ ）。これらは、パソコンを保有している人ほど、eラーニングなどコンピュータを利用した学習に抵抗がなく取り組める可能性があることを示唆している。教材についての要望では、コンピュータを保有している高齢者においては、コンピュータの操作についての学習も興味の中に多く含まれているが、コンピュータ以外での興味では、旅行、語学について興味のある項目として挙げられている。特に、公開講座など、大学で開催される講座を遠隔地でも受講したいという要望はニーズが多く、非同期型eラーニングによる学習よりも、オンデマンドによる公開講座の遠隔地開講を検討するほうが、高齢者の希望に沿って普及する可能性があることが示唆された。

#### 3. 今後の研究予定

eラーニング教材として学習意欲を引き出す教材作成が必要であるが、同期型eラーニングとして遠隔地における公開講座などからeラーニングを体験していくことで、機材を利用した講座に抵抗なく高齢者が参加・学習できる可能性があることが示唆された。今後は高大連携備北地区における遠隔授業の中で、遠隔公開講座を開講することが可能であるか、また開講する科目についても検討が必要であると思われる。

## 〔基盤研究〕

### 粒子音韻論の拡張による母音体系の分析

文学部 英米言語文化学科 准教授 山本 武史

#### 1. 研究目的

本研究課題の目的は、諸言語の母音体系を通言語的に合理的に表す素性体系を探ることである。

母音に関する素性として [high], [low], [back], [round], [tense] などの 2 項的素性が広く用いられているが、例えば [tense] は音声的実体がないとか、非低母音が通言語的に見て前舌ならば非円唇 ([i, e, ε] など)、後舌ならば円唇 ([u, o, ɔ] など) であるなどの含意関係が余剰規則等を用いないと表せない、類型的に見て最も多い [i, u, e, o, a] タイプの 5 母音体系の低母音が通常 [+ back] で表されるにもかかわらず音声的には中舌であるなどの事実も同様に直接表すことができない、など様々な問題点が指摘されている。

上記のような 2 項的素性に対して、**A** (開口性)、**I** (硬口蓋性)、**U** (円唇性、軟口蓋性) の 3 つの 1 項的素性が母音を構成するとする考え方がある。このような素性を用いると上に挙げたような 2 項的素性の欠点のいくつかが消され、また、母音融合などの過程が簡潔に表現できることも知られている。**Schane** はこのような 1 項的素性を **particle** と呼んで粒子音韻論を提唱しているが、この理論にも中舌母音の数が通常、前舌および後舌の母音よりも少ないという事実が表せないなどの問題点がある。これらのことから、**Schane** の粒子音韻論にも何らかの修正が必要であると考えられる。

#### 2. 研究経過

報告者は上述の問題点を解決すべく粒子音韻論の理論的拡張を行い、これまでにアメリカ英語 (General American)、イギリス英語 (Received Pronunciation) の母音体系が合理的に説明できることを示した。また、この理論による分析と従来 2 項的素性を用いた理論による分析の橋渡しのために、2 モーラ母音を 1 モーラ母音の連続と捉える手法で、アメリカ英語、イギリス英語のほか、系統上近い関係にある高地ドイツ語、ルクセンブルク語、オランダ語等の母音体系の分析を試みた。最終助成年度である今年度はこの理論の音声教育への応用をテーマとし、クラスター分析に基づく新しい英語のフォニックスを考案した。また、その過程で、現代英語の母音の発音と正書法との関係を考えるのに欠かせない中期英語の母音体系のクラスター分析を行った。

## 〔基盤研究〕

### 食品選択による精神活動制御の試み

生活化学部 管理栄養学科 教授 瀬山一正

一万年前に始まった農業革命から次第に、そして 200 年前の産業革命以降は急速に食の内容が変化した。その特長は、精製糖、中性脂肪、精製植物油等から取り入れられるカロリーが一日に必要とするカロリーの 30~40%を占めるに至ったことである。これらの物質を構成する分子は水素、酸素、炭素で構成され、体内で代謝されると水と二酸化炭素に分解される。従って、水は尿からまた、二酸化炭素は肺から排出されるので、体内に影響は残らない。しかし、狩猟・採集時代の食は、これらの精製糖、中性脂肪、精製植物油食品は精製技術が無いために利用できなもので、それに変わるカロリー源として根茎、堅果、野菜。野草、果実を大量に摂取していたと考えられる。体内で代謝されると、これらの食材からは大量の灰分が出てくる。多くは重炭酸塩の形で処理されるので、体内に相当量の緩衝液が発生することになる。

一方、体内に発生する酸は主に含流アミノ酸による硫酸と中間代謝産物としての有機酸で構成される。古代食も現代食も大よそ同じくらい古代食のほうが多く酸が発生するが、狩猟・採集時代の食は代謝後に多量の重炭酸塩ができることから、これらの発生酸が中和されるので、尿はアルカリ性であったといわれる。それに引き換え現代食では発生酸を中和する物質が不足しているため、一時的に酸は緩衝されるが、究極的には腎臓から排泄されなければならない。即ち、現代食を摂取している我々は軽度ではあるが慢性的な酸症になっていわれている。進化過程を考えると時間的圧倒的に長い 500 万年前から 1 万年前までの食生活環境が生理的状态と人体に認識されている。従って、1 万年前からまた特にこの 200 年間に生じた食の変化の体への影響は酸負荷状態であるため、体にとってはストレス状態が作り出されていることになる。ストレス下では、視床下部-下垂体-副腎系と交感神経系の活動が活性化される。これらの内分泌・自律神経系を介する慢性的な影響は、高血圧、心臓・血管障害、糖尿病などの誘引となるし、小児では精神活動の不必要な高揚状態を作り出し社会生活や学習活動にも悪い影響を及ぼすと考えられる。

このような背景の中で 5 日間ずつ酸性食、アルカリ性食を食してその自律神経に対する影響を調べた。今年からは尿中のカテコールアミンを直接的に量れる電気化学分析器が利用できるようになったので、大いに期待して実験を行ったが、食の選択を誤ったため決定的な結果は得られなかった。それ誤りとは体内で代謝後カテコールアミンとその類似物になる可能性のあるバナナや柑橘類をアルカリ食の時に摂取したことである。これは全般的にアルカリ食摂取時に尿中カテコールアミンを人工的に高める効果があるので、酸性食による交感神経効果を覆い隠し真実を知ることが妨げることになる。それにも関わらず一日だけは酸性食で尿中カテコールアミン量が増えていたので、アルカリ食時に人工的なカテコールアミン量の嵩上げが無ければ明白な差が観察されたと考えられる。今年、これらの失敗を参考にして決定的な実験的証拠を捕らえたい。

## 〔基盤研究〕

### 食物アレルギーに対する経口免疫寛容に影響を及ぼす

#### 栄養状態とストレスに関する研究

生活科学部 管理栄養学科 教授 坂井堅太郎

#### 1. 研究の目的および意義

生体には経口的に摂取し、腸管を経由した食物抗原に対しては、腸管の免疫機構が働いて免疫応答を抑制しようとする経口免疫寛容が備わっている。このことから、食物アレルギーの根本的な発症機構においては、食品に対する経口免疫寛容がうまく働いていないために引き起こされていると理解されている。昨年度までの研究で、ストレスは経口免疫寛容の誘導能を低下させ、食物アレルギーに対するアレルギーの発症を引き起こしやすい要因の一つであることが示唆された。しかし、本研究において実験動物が受けたストレスの強度や、ストレス負荷状況下における栄養状態に与える影響については検討がなされていない。そこで本年度の研究では、昨年度の研究の継続として、食物アレルギーに対する経口免疫寛容に及ぼすストレスの影響とストレス負荷が栄養状態に与える影響について検討を行った。

#### 2. 研究の方法

ストレス負荷を行った BALB/c マウスから得られた研究試料を用いた。マウスは筒状の固定ホルダーに静置し、飼育期間中、毎日、1 時間行ったもので、経口免疫寛容は卵白アルブミンを含む水溶液を 1 日 1 回、4 日間連続して胃内に強制的に経口投与し、最初の経口投与から 1 週間後と 3 週間後に卵白アルブミンを腹腔内に免疫して誘導されている。飼育終了後にマウスの小腸の空腸部分を採取し、解剖バサミで粘膜領域を開き、ストレスによる出血の有無を確認するためにデジタルカメラで写真撮影した。栄養状態の評価は、血清中のアルブミン濃度と総タンパク質濃度をアルブミン・グロブリン比測定用 A/G B-テストワコーを用いて測定した。

#### 3. 研究の経過

実験動物のストレスの程度を判定するため、十二指腸末端より空腸方向の 10 cm を切除し、解剖バサミで粘膜領域を開き、観察した。視覚的には、ストレス負荷の有無に関わらず、出血などの強いストレス負荷により観察される病変はなく、本研究での拘束ストレス負荷の強度は、軽度のものであったと判断した。また、実験動物の飼育期間中の栄養状態を評価するため、血清中のアルブミン濃度と総タンパク質濃度を測定したところ、いずれの実験群においても血清中のアルブミン濃度と総タンパク質濃度は、基準値の範囲内にあり、栄養状態は良好であったと判定した。以上のことから、本研究における拘束ストレス負荷は軽度のものであり、また、栄養状態に影響されることなく、拘束ストレスが経口免疫寛容の誘導能を低下させることが示唆された。つまり、軽度のストレス状況であっても、食物アレルギーに対するアレルギーの発症を引き起こしやすい要因の一つになるのではないかと推察された。



## 〔基盤研究〕

### 量化表現の作用域の極小主義理論的研究

文学部 英米言語文化学科 教授 中村浩一郎

#### 1. 研究の概要

今年度は、scrambling がもつ exhaustive identificational な意味について特に考察を深めた。例えば、次の 2 文を比べると、意味の違いがあることがわかる。(1a)に(1c)を続けるのはそれほど難しくないに対し、(1b) に(1c)を続けることはかなり難しい。それぞれの読みは、gloss で示された通りである。

- (1) a. Gakuse-tachi-ga hon-o 4-satu yon-da  
student-PL-Nom book-Acc 4-CL read-Past  
“Students read four books.”  
b. Hon-o 4-satu gakusei-tachi-ga t yon-da  
book-Acc 4-CL student-PL-Nom read-Past  
“It is four books that student read.”  
c. Demo karera-wa ronbun-mo yon-da  
but they-Top paper-also reaa-past  
“But they also read papers.”

このような意味の違いは、scrambling がもつ exhaustive identificational reading から生じると考えることができる。同じ効果は、wh-scrambling にも見ることができる。

- (2) a. Taro-ga nani-o kat-ta no  
T-Nom what-Acc buy-Past Q  
“What did Taro buy?”  
b. Nani-o Taro-ga t kat-ta no  
what-Acc T-Nom buy-Past Q  
“What is ti that Taro buy?”  
c. Taro-ga hon-o 4-satu kat-ta  
T-Nom book-Acc 4-CL buy-Past  
“Taro bought four books.”  
d. Hon-o 4satu Taro-ga kat-ta  
book-Acc 4-CL T-Nom buy-Past  
“It is (only) four books that Taro bought.”

(2a) は通常の疑問文であり、(2c)のように答えることができるのに対し、wh-scrambling を含む(2c) は、(2d)のように答えられる。このような意味の違いは、韓国語、ペルシャ語、あるいはハンガリー語でも見られる。このような exhaustive identificational な意味は、scrambling が focus であると考えることにより正しく捉えることができる。

## 2. 研究成果の公表

- (1) Topic-focus articulation and scrambling as a focus movement in Japanese, Koichiro NAKAMURA, *Proceedings of the thirty-ninth Western Conference On Linguistics*, 231-240. (Department of Linguistics, University of California, Davis 発行) (2009)
- (2) Japanese object scrambling as an exhaustive identificational focus movement, Koichiro NAKAMURA, *Proceedings of the 11<sup>th</sup> Seoul International Conference on Generative Grammar: Visions of the Minimalist Program*, 273-290. (Hankuk Publishing Co 発行) (2009)

〔学術図書出版〕

Ronald D. Klein

*Interlogue: Studies in Singapore Literature*  
*Volume 8: Interviews II*

(シンガポール; Ethos Books) 平成 21(2009)年 9 月発行

Singapore literature is currently being taught in more than 50 universities worldwide and works are being translated into other languages, including Japanese. As scholars and students begin to study these works, it is necessary to record the writers themselves describing their backgrounds, literary influences and insights on their works. Each interview begins with personal background including parents and schools. In the second section, the writers discuss all of their works, providing insights on their inspiration and process. The third section touches on themes and development in the writing. Themes that emerged include 1) changing values in Singapore society and censorship, 2) interaction among the writers, 3) influence of editors and publishers, 4) ability to cross genres and collaborate with others and 5) personal relationship to Singapore. These interviews, in which writers talk frankly about themselves, their works and each other, provide a useful historical context, insightful anecdotes and literary analysis, which will be useful to scholars in the future. The writers included in this text are:

1. Alfian Sa'at (poet, playwright)
2. Felix Cheong (poet)
3. Eric Khoo (filmmaker)
4. Madeleine Lee (poet)
5. David Leo (fictionist, poet)
6. Jeffrey Lim (fictionist)
7. Ng Yi-Sheng (poet, playwright)
8. Ong Sor Fern (journalist)
9. Daren Shiau (fiction)
10. Cyril Wong (poet)
11. Yong Shu Hoong (poet)
12. Ovidia Yu (playright)

〔学術図書出版〕

中山貴子著

『イエスの十字架の死 史実から物語へ』

(日本キリスト教団出版局) 平成 22(2010)年 3 月発行

受難物語は、福音書伝承の中でも最も早く成文資料として成立して、実際に原始キリスト教団の礼拝の中で用いられたと思われる。

しかも各福音書の受難物語の内容が全く同一というのではなく、福音書ごとに独自の話や展開があり、また細部における叙述の相違がある。福音書記者は、既に成立していた受難物語伝承をイエス運動の使信や原始キリスト教団のケリュグマ（宣教内容）を基礎として、それぞれの福音書の全体的な構想に合わせて受難物語を成立させた。そのため受難物語伝承は、福音書記者の神学的意図に基づき、新たな資料の挿入、叙述内容の改変、元来の文脈からの移動などいろいろに手を加えられ現在の形になったのである。本著は、各福音書におけるイエスの十字架の死の解釈の多様性とその変遷過程を論証することで、その背後にある原始キリスト教団の持つ多様性や独自性を明らかにすることを試みたものである。目次は以下の通りである。

目 次

序 主題と全体的構成

第一部 イエスの十字架の死—福音書における叙述比較—

1.1.1 共観福音書

第 1 章 イエスの十字架の死についての一考察

—マルコ福音書 15 章 33 - 39 節の釈義を中心として

第 2 章 マタイ福音書におけるイエスの十字架の死

—マルコ福音書 15 章 33 - 39 節とマタイ福音書 27 章 45—54 節との比較

第 3 章 ルカ福音書におけるイエスの十字架の死

—マルコ福音書 15 章 33 - 39 節とルカ福音書 23 章 32 - 48 節との比較

第 4 章 マタイ福音書 27 章 51b - 53 節におけるイエスの死の意味

—マリア・リーブルの解釈を中心に

1.1.2 ヨハネ福音書

第 5 章 ヨハネ福音書におけるイエスの十字架の死

—ヨハネ福音書 19 章 16b—30 節の資料問題

第6章 イエスの十字架の死とユダヤ人の王モチーフ  
—ヨハネ福音書 18章 33 - 38節 a の解釈

### 1.2 埋葬物語

第7章 イエスの十字架の死と埋葬物語  
—マルコ福音書 15章 42 - 47節の解釈

第8章 イエスの十字架の死と埋葬物語  
—ヨハネ福音書 19章 31 - 42節の解釈

## 第二部 イエスに対する信従と拒絶—受難物語における二つの姿勢—

第9章 イエスの十字架の死と塗油物語  
—マルコ福音書 14章 3 - 9節の解釈

第10章 マルコ福音書受難物語における女たちのモチーフ  
—モニカ・ファンダーの解釈を中心に

第11章 ルカ福音書における塗油物語  
—ルカ福音書 7章 36 - 50節の解釈

第12章 ペトロの否認告知と信従モチーフ  
—マルコ福音書 14章 26 - 31節の解釈

第13章 イエスの十字架の死と最高法院における裁判  
—マルコ福音書 14章 55 - 64節の解釈

## 第三部 使徒言行録におけるイエスの十字架の死

第14章 信従の模範としてのイエスの十字架の死  
—使徒言行録 7章 54 - 60節の解釈

第15章 使徒言行録におけるイエスの十字架の死  
—キリスト論的ケリュグマとルカ福音書 23章

## 結 史実から物語へ

参考文献

初出一覧

あとがき

(A5判・360頁 定価 5,600円+税)

## IV. 2009 年度広島女学院大学学術研究特別助成報告

1. 山内 理恵 英米言語文化学科 准教授

『白孔雀』と『嵐が丘』の繋がり—残虐性を通して—

ブロンテ・スタディーズ 第5巻 第1号 日本ブロンテ協会

2009 pp.48-60

※日本ブロンテ協会奨励賞受賞論文

2. 木本 浩一 人間・社会文化学科 教授

Counter Urbanization in Indian Cities; The Case of Mysore

*Geographische Rundschau International Edition* Vol.5 No.4

Westermann; Germany 2009 pp.10-17

# V. 2008 年度広島女学院大学学術研究助成

## 【研究成果報告】

### 〔基盤研究〕

・三木幹子    テーマ    布の力学特性と質感が視覚評価に与える影響

成 果    学会誌等

三木幹子    布の触覚と視覚が布の質感に与える影響（第 1 報）  
—触覚評価と視覚評価の比較、および布地に適する  
服種との関係—  
広島女学院大学論集 第 58 集 2008 年 12 月  
pp. 135-152

三木幹子    布の触覚と視覚が布の質感に与える影響（第 2 報）  
—因子分析による触覚評価と視覚評価の比較—  
広島女学院大学生生活科学部紀要 第 16 号 2009 年  
3 月 pp. 1-11

三木幹子    布の質感がスカートの視覚評価に与える影響  
広島女学院大学生生活科学部紀要 第 17 号 2010 年  
3 月 pp. 1-12

助成期間    2006～2008 年度

## VI. 特別専任研究員の活動報告

谷岡 知美

### 1. 総合研究所編集刊行物の機関リポジトリへの掲載

広島県大学共同リポジトリ (HARP: Hiroshima Associated Repository Portal) は、2006年10月、広島県内大学共同リポジトリ構築実験プロジェクト8大学でスタートし、2008年4月、県内の11大学(呉大学、尾道大学、広島国際大学、広島国際学院大学、広島工業大学、広島市立大学、広島文教女子大学、広島経済大学、日本赤十字広島看護大学、県立広島大学、広島女学院大学)により「共同の機関リポジトリ」として稼動した、広島県大学図書館協議会の運営する電子書庫である。その目的は、県内の各大学で生産された論文など教育研究成果物を収集・蓄積し、インターネットを通じて無償で公開することにより、教育研究成果物の発信・保存の場として活用されることである。2009年4月には比治山大学が加わり、12大学に増加し、現在の登録コンテンツは4,300を超え、HARP(ハープ)という愛称で、それらを世界に発信する電子書庫として活用されている。

#### (1) 2009年度の取り組み

本学のHARPへの登録項目は、A. 紀要等、B. 修士論文、C. 学位論文、D. 公開セミナー等、E. 叢書、F. 学術助成図書、G. 単行書、H. 年史等、I. コレクション、J. 研究概要報告、K. 学術雑誌論文の11項目に大別される。そのうち総合研究所による刊行物は、A. 紀要等に含まれる「広島女学院大学論集」、D. 公開セミナー等、E. 叢書の「広島女学院大学総合研究所叢書」、F. 学術助成図書の4項目に分けて登録される。2009年度は学内出版物に重点を置き登録作業をおこなった。そのコンテンツ登録は、以下の手続きを必要とする。

- ① 執筆規程改訂以前の著作者からの許諾を取得  
(本学図書館情報サービス係より著作者へ依頼)
- ② 出版物のPDF化(1951～2007年まで)
- ③ HARPへ登録

①の著作者は、本学名誉教授、退職された教員、在職中の教員に分類される。2008年度の段階では、在職中、退職された教員を合算し33名の教員の許諾を得ており、本年度は、在職中の1名の教員を加えた。本年度の新たな取り組みは、名誉教授の出版物登録を中心とした。名誉教授へは、許諾依頼書とともに各々の著作リストを添付し、27名の教員へ依頼したところ、19名の教員から回答を得た。退職された教員への依頼は、現在確認できる83名の教員の出版物のリスト化を



進めており、50名の教員のリスト化が終了している。

②の作業は、主としてCSI委託事業としての代表館に委託しているが(2008年度からは印刷所から納入)、原本とPDFとを整合する最終確認は本学でおこなっている。2009年度は、第1号から第3号(1951~1953年)を除く全57巻の「広島女学院大学論集」のPDF化が完了した。

③のコンテンツ登録は、①と②の作業が整ったもののみ可能であり、現段階で、Aの「広島女学院大学論集」が299件、Eの「広島女学院大学総合研究所叢書」が2件登録され、世界へ発信されている。

## (2) 2010年度の目標と提案

2010年度は、過去に総合研究所が発行した全ての出版物のPDF化を目指したい。その内訳は、Aの「広島女学院大学論集」が第1号から第3号まで(PDF化は済み、最終整合のみ)、Dの「公開セミナー等」が第1号から第27号まで、E、「広島女学院大学総合研究所叢書」が第2巻から第4巻までである。また、Fの「学術助成図書」全43冊に対してのPDF化を進めたい。さらに、退職された教員への著作登録許諾を引き続き進め、迅速にHARPへのコンテンツ登録をおこないたい。

過去の遡及をおこなう上で最も重要な点は、先に挙げた、①の著作者からの許諾を取得する手続きである。先ず著作者の所在確認が、古い著作物に関しては確認が困難であったり、著作者が亡くなっている場合があり、その著作物が共著の場合は全著作者から許諾を得る必要がある。著作物の中に引用された、絵、写真等の著作権取得にも注意しなければならない。この①の作業の完了なしにはPDF化できないため、著作権を管理する本学図書館の情報サービス係、著作者の所在を管理する総務課との密な連携が必要不可欠である。加えて、新たな教育研究成果物の登録が増すことを期待し、リポジトリに対する研究者への広報、また、一層のリポジトリ活用の普及を促すための活動が必要である。

## 2. 研究概要と研究成果、英語補助職員としての役割

### (1) 研究テーマ:『ビート世代ービート詩人アレン・ギンズバーグを中心にー』への取り組み

稿者は、総合研究所特別専任研究員在職中の2009年4月1日より2010年3月31日まで、『ビート世代ービート詩人アレン・ギンズバーグを中心にー』(The Beat Generation: Allen Ginsberg as a Beat Poet)、という題目を掲げ研究を進めた。その目的は、ギンズバーグ(Allen Ginsberg, 1926-97)の作品解釈を軸に、「ビート世代」(the Beat Generation, the Beats)の文学、文化の特質を究明することである。

2009年度は、ギンズバーグの作品の、特に「カディッシュ」(“Kaddish,” 1962)、『アメリカの没落』(The Fall of America, 1973)に焦点を当て、第二次大戦後のアメリカ合衆国の政治、文化、歴史との関係に置

き、その特性を考察し、彼の詩人としての価値を問うた。また、多面性をもつギンズバーグと、多義性を含む「ビート」の意味を合わせて考察した。その結果、ギンズバーグの作品は、「吠える」(“Howl,” 1956)を含め、戦後の詩の方向性を決定したと同時に、特異な文学・文化現象を起こしたことを示唆した。今後の課題としては、さらに、ギンズバーグが考える「ビート」詩の本質を明らかにし、ビート世代研究の分野、特に、近年盛んになりつつある「対抗文化」の考察、また、ウィリアム・バロウズ(William Burroughs, 1914-97)やジャック・ケルアック(Jack Kerouac, 1922-69)による文学作品との関連性の解明を試み、現在多種にわたる「ビート世代」の定義の解決に向け、ギンズバーグの与えた影響、果たした役割を提示する。

## (2) 2009年度の研究業績

### ○ 論文

- ① 『『アメリカの没落』の呼吸のリズム』、『広島女学院大学大学院言語文化論叢』第13号、2010年3月発行、pp. 35-52。
- ② 「アレン・ギンズバーグのリズム」、『広島女学院大学 英語英米文学研究』第18号、2010年3月発行。
- ③ 「『カディッシュ』(“Kaddish,” 1961) —解体された葬送悲歌—」、『中国四国英文学研究』第6号(『統合号』第2号)、2010年1月発行、pp. 35 (479)–46 (490)。

### ○ 口頭発表(学会)

- ① 「『アメリカの没落』における「渦」のエネルギー」、日本アメリカ文学会第48回全国大会(於：秋田大学)、2009年10月10日。
- ② 「『アメリカの没落』におけるモダニズム」、2009年度中・四国アメリカ文学会秋季例会(於：**広島**修道大学)、2009年9月12日。

## (3) 英語補助職員としての取り組み

本学では、2009年度より学習支援室がスタートした。学習支援室は、1. 国語力養成講座、2. 英語力養成講座の2種類があり、稿者は研究員としての専門性を生かし、その一層の向上を目指して、2の英語力養成講座を1年間担当した。この「英語力養成講座」とは、本学の英米言語文化学科所属の学生のみならず、全ての学部、学科へ門戸を開け、英語を苦手とする学生、英語能力向上を目指す学生、英語に興味がある学生など全学生を対象とした講座である。

本年度初めての試みであったため、前期は毎週水曜日の14:40から16:00まで試験的に開講し、文学部事務室で事前申し込みを受け付ける体制をとった。その結果、前期は、専門的な大学英語について指導を求める英米言語文化学科の1年生、就職のための英語対策を求める3年生、英語力とともに日本語力を求める中国からの留学生と、3種の学生が集まった。総合的にみて、英語の初歩

的な学習指導が必要と考え、英語実用技能検定試験準2級レベルの問題を英文法に重点を置いて解説した。

後期は、英米言語文化学科の3年生が専門科目の補助を目的として参加した。ここでは、テキストの精読をおこない、正規の講義では解説されない基本的な文法の解説をすることで、学生に読解力が身につくよう心がけ指導をおこなった。後期試験前の時期では、学生が熱心に受講を求めたため、特定の時間を設けず臨機応変に対応した。

参加した学生の反応は、個別指導は丁寧で参加しやすいが、時間、場所が限られているため参加困難なことが多かった、というものが大半であった。今後は、構内での「学習支援室」の認知度を高めたい。また、「支援」を求める学生に、できる限りの対応がおこなえることが望ましいと考える。そのためには、場所、時間、担当者の人数を再考し、「学習支援室」がより効率よく機能するようそのあり方を検討し、担当者は、柔軟に対応できる高度な専門知識の修得、指導方法のさらなる改善を目指す必要がある。

## Ⅶ. 2009 年度広島女学院大学学術研究助成

### 【交付一覧】

研究代表者 (所属学部)	研究種目	研究課題名または書目	交付年度(研究期間)	備考
石井 三恵 (生活科学部)	個人研究	意思決定のためのコミュニケーション —フィンランド女性の社会参画を中心として—	2009(2009～2010)	新規
Ronald D. Klein(文学部)	個人研究	明治期の日本について〈書く〉女性達	2009(2009～2010)	新規
山下 京子 (文学部)	個人研究	特別なニーズを持つ大学生女子の支援のあり方	2009(2009～2010)	新規
大場 美和子 (文学部)	個人研究	テレビニュースと取材の談話の構造の比較分析	2009(2009～2010)	新規
小野 育雄 (生活科学部)	個人研究	現代建築家の制作にみえる生活世界のつきつめ 方についての研究	2009(2009)	新規
木本 浩一 (文学部)	個人研究	中国における木材流通構造の変容に関する地理 学的研究	2009(2009～2010)	新規
榑崎 久美子 (生活科学部)	個人研究	伝統的装束の使用実態から見る意義と伝承に関 する研究	2009(2009～2010)	新規
三樹 正典 (文学部)	個人研究	幼児期の美術館での鑑賞活動における心理的効 果について	2009(2009～2010)	新規
宮本 陽子 (文学部)	個人研究	メロドラマが育てた近代国民国家日本(新聞小説 作家としての紅葉から漱石まで)	2009(2009～2010)	新規
下岡 里英 (生活科学部)	共同研究	低体重および過体重学生の体格改善における栄 養・食事指導の効果	2009(2009～2010)	新規
中田 美喜子 (生活科学部)	基盤研究	e-ラーニングによる生涯学習の試み —高齢者向け教材の開発—	2009(2007～2009)	継続
山本 武史 (文学部)	基盤研究	粒子音韻論の拡張による母音体系の分析	2009(2007～2009)	継続
瀬山 一正 (生活科学部)	基盤研究	食品選択による精神活動制御の試み	2009(2007～2010)	継続
坂井 堅太郎 (生活科学部)	基盤研究	食物アレルギーに対する経口免疫寛容に影響を 及ぼす栄養形態とストレスに関する研究	2009(2007～2009)	継続
中村 浩一郎 (文学部)	基盤研究	量化表現の作用域の極小主義理論的研究	2009(2006～2009)	継続
Ronald D. Klein(文学部)	学術図書出版	<i>Interlogue: Studies in Singapore Literature; Volume 8: Interviews II</i>	2009	/
中山 貴子 (文学部)	学術図書出版	イエスの十字架の死—史実から物語へ—	2009	/
山内 理恵 (文学部)	特別助成	『白孔雀』と『嵐が丘』の繋がり—残虐性を通して —(『ブロンテ・スタディーズ』第5巻第1号掲載)	2009	/
木本 浩一 (文学部)	特別助成	Counter Urbanization in Indian Cities; The Case of Mysore, <i>Geographische Rundschau International Edition, Vol.5, No.4</i>	2009	/

## Ⅷ. 2009 年度科学研究費補助金

### 【交付一覧】

#### 1. 研究代表者への交付

研究代表者 (所属学部)	研究種目 審査区分	課題番号	研究課題名	交付年度(研究期間)		備考
				交付額 (直接経費)	交付額 (間接経費)	
小林 文香 (生活科学部)	基盤研究(C) 一般	21520304	ストック型社会形成に向けた購買意識からの脱却をめざす住情報提供に関する研究	平成21(平成21~23)		新規
				900,000 円	270,000 円	
森 あおい (文学部)	基盤研究(C) 一般	21500725	アメリカ格差社会とアフリカ系アメリカ人のサブカルチャー	平成21(平成21~23)		新規
				1,300,000 円	390,000 円	
田中 秀毅 (文学部)	挑戦的萌芽研究	20652034	数量表現を伴う関係詞節の統語的・意味的機能の研究	平成21(平成20~22)		継続
				900,000 円		

#### 2. 研究分担者への配分

研究代表者 (所属機関)	研究種目 審査区分	課題番号	研究課題名	交付年度(研究期間)		備考
				交付額 (直接経費)	交付額 (間接経費)	
妹尾 理子 (香川大学)	基盤研究(C) 一般	20405096	共生・共同の住まい方・住環境づくりのためのリテラシー育成手法に関する研究	平成21(平成21~23)		新規
				800,000円	240,000円	

研究分担者 (所属学部) : 小林文香 (生活科学部)

配分額 (うち間接経費) : 260,000 円 (60,000 円)

## Ⅸ. 関係規程

広島女学院大学総合研究所規程 2031～2032

広島女学院大学公開講座運営規程 2033

広島女学院大学学術研究助成規程 2501～2505

広島女学院大学学術研究助成規程細則 2507

広島女学院大学学術研究特別助成規程細則 2509～2510

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程 2521

広島女学院大学学会特別助成規程細則 2531

広島女学院大学特別専任研究員規程 2541

広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規定 2551～2553

広島女学院大学受託研究規程 2561～2562

## 広島女学院大学総合研究所規程

1992.	10.	7	制 定
1993.	12.	17	改 正
1999.	1.	7	〃
1999.	3.	2	〃
2001.	5.	7	〃
2007.	4.	1	〃

(名 称)

第1条 広島女学院大学学則第49条に基づいて、本学に研究所を置き、広島女学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究所は、広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論的研究・実態調査研究及び実験研究
- (2) 調査・研究のために必要な資料の収集・整理
- (3) 研究発表及び研究報告書の編集・刊行
- (4) 研究会・講演会及び公開講座等の開催
- (5) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (6) 調査・研究の受託
- (7) 広島女学院大学学術研究助成費の交付
- (8) その他研究所委員会で必要と認めた事業

(研究部門)

第4条 研究所は、研究活動の推進をはかるため、人文・社会・自然科学の諸部門を設ける。

(組 織)

第5条 研究所に所長、研究所員、研究員及び事務職員を置く。

2 研究所に専任研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は学長に直属し、学長が学部教授会の議を経て専任教員の中から任命する。

- 2 所長は研究所の業務を統括し、研究所を代表する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究所員)

第7条 本学の専任教員は、すべて研究所員となる。

(研究員)

第8条 研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員とする。

2 専任研究員は、別に定める規程により研究所委員会の選考に基づき、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

ただし、所長が必要と認めた場合、その推薦による特別専任研究員を置くことができる。特別専任研究員については別に定める。

3 専任研究員の身分は、前項ただし書きによるものをのぞき、教授、准教授、専任講師、助教とする。

4 兼任研究員は、各学部専任教員のうち、研究所委員会の推薦と所属長の承認を経て学長が委嘱する。

5 客員研究員は、研究所委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第9条 事務職員は、第3条各号に関する事務を処理する。ただし、第7号の事務については別に定める規程、取扱内規によるものとする。

(研究所委員会)

第10条 研究所に研究所委員会を置く。

2 研究所委員会は、研究の計画、実施及び予算、決算、研究所の運営に関する重要事項について審議する。

3 研究所委員会は所長、専任研究員、各学部教授会から推薦された教員5名によって構成される。

4 研究所委員会は所長が召集し、その議長となる。

5 研究所委員会の委員の任期は、所長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

1 本規程は2007年4月1日から施行する。

2 本規程の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。



## 広島女学院大学公開講座運営規程

1972.	12.	4	制 定
1983.	9.	7	改 正
1989.	12.	20	”
1992.	7.	31	”
1999.	1.	7	”
1999.	3.	2	”
2000.	4.	1	”

- 第1条 この講座は、市民の知的探求心にこたえるために広く大学の学術研究の成果を公開し、地域社会に奉仕することを目的とする。
- 第2条 この講座は、一般市民を対象に広く公開する。
- 第3条 この講座は、毎年秋の一定期間にシリーズとして適当な時間に開講する。
- 第4条 この講座は、総合研究所長及び各学科主任からなる公開講座運営委員会が企画立案にあたる。
- 第5条 この講座を受講しようとする者は、所定の申込書によって研究所事務課に申し込む。
- 第6条 委員会の事務は研究所事務課が担当する。
- 第7条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。
- 第8条 本規程の改正は委員会の議を経て学部教授会がこれを行い、大学評議会に報告する。

### 附 則

本規程は2000年4月1日から施行する。

# 広島女学院大学学術研究助成規程

1994.	1.	31	制 定
1994.	11.	7	改 正
1995.	10.	2	〃
1997.	3.	11	〃
1999.	3.	2	〃
2000.	3.	7	〃
2001.	3.	27	〃
2002.	1.	8	〃
2002.	10.	8	〃
2004.	10.	5	〃
2007.	2.	6	〃
2008.	3.	4	〃
2008.	7.	1	〃

## 第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 広島女学院大学における学術研究を奨励し、研究の促進に寄与するため「広島女学院大学学術研究助成」(以下「研究助成」という。)を設ける。研究助成の取扱については、本規程の定めるところによる。

(研究助成の種類)

第2条 研究助成には、(1) 個人研究 (2) 共同研究 (3) 学術図書出版助成の3種目を置き、その他必要に応じて学術研究特別助成と学会特別助成を行い、特別助成については細則を別に定める。

(助成目的と助成対象)

第3条 各種目の助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は、個人の研究の奨励を目的とし、教員が個人で進める研究計画を助成する。
- (2) 共同研究は、共同で行う研究の奨励を目的とし、教員が共同で進める研究計画を助成する。
- (3) 学術図書出版助成は、研究成果刊行の奨励を目的とし、個人又は学内者の共著の刊行を助成する。なお、本学専任教員の申請に限り、本学院(高等学校・中学校・幼稚園)専任教員との共著も含むものとする。

(助成額と助成期間)

第4条 各種目の1件ごとの助成額及び助成期間は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究においては1年から2年で、単年度50万円以下。総額100万円以下。
- (2) 共同研究においては1年から2年で、単年度100万円以下。総額200万円以下。

- (3) 学術図書出版助成においては、助成年度の2月末日までに刊行するもので100万円以下。

## 第2章 申 請

### (研究助成の申請)

第5条 各年度の研究助成の申請は、助成の前年度3月末日までとする。ただし、学術図書出版助成において助成年度に募集することがある。

第6条 研究助成の申請があった時は、第7条に定める申請資格及び第8条に定める申請要件を満たしている場合、これを受理する。

### (申請資格)

第7条 各種目の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は本学専任教員(外国人契約教員を含む)個人
  - (2) 共同研究は本学専任教員(外国人契約教員を含む)のグループ
  - (3) 学術図書出版助成は本学専任教員(外国人契約教員を含む)
- 2 研究代表者は、同一種目について複数の申請をすることはできないものとする。  
また、学術図書出版を除いて前年度の研究助成を受給した研究代表者は、同一種目から新規の申請をすることはできないものとする。
- 3 継続研究の継続期間中、研究代表者は学術図書出版助成と特別助成以外の申請はできない。
- 4 学術図書出版助成のみ他の種目との重複申請をすることができる。

### (申請の要件)

第8条 学術図書出版助成については、助成年度の2月末日までに刊行を完了する見込みが確実でないものは申請できないものとする。

## 第3章 審 査 と 決 定

### (審査委員会の設置)

第9条 各年度の研究助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

### (審査委員会の構成)

第10条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
  - (2) 各学科主任
  - (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員
- 2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

### (審査対象からの除外)

第11条 申請があったもののうち、同一研究課題で他の公的助成金等の受給が確定した  
ものについては、これを審査対象から除外する。

(適格要件及び審査基準)

第12条 審査委員会は、提出された申請書類に基づいて審査する。

2 審査は以下の適格要件について判断する。

- (1) 申請に関する要件及び重複に関する事項
- (2) 過年度における報告義務の履行状況

3 審査は以下の項目について行う。

- (1) 研究目的、学問上の必要性の明確さ
- (2) 研究計画の具体性及び申請経費との整合性
- (3) 研究計画全般の総合的判断
- (4) 近年の業績状況（萌芽研究を除く。）

(決 定)

第13条 基準に達したものが多数の場合は、審査委員会において、種目により前条3項  
目及び本学助成の受給状況などを総合的に判断して順位を決定する。

2 研究助成の各種目の採択件数及び採否は審査委員会の議を経て大学評議会で決定す  
る。

(採択の通知)

第14条 研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

## 第4章 助成金の執行

(研究計画の変更及び辞退)

第15条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、軽微な変更を除いて速やか  
に研究計画変更承認申請書を研究所に提出しなければならない。

2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止)

第16条 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなか  
った場合は、研究助成の執行を停止し、返還を求めることもある。

(研究費の執行)

第17条 研究助成の執行は研究計画に基づき、交付決定通知以降の支出とし、当該年度  
2月末までに完了しなければならない。個人研究、共同研究においては、併せて決算  
報告書を提出するものとする。ただし個人研究、共同研究における継続研究の場合は  
事前に許可を得て4月1日以降支出することができる。

2 2月末以降の執行は、これを認めないものとする。

(助成金の支出範囲)

第18条 各種目の支出範囲は別表のとおりとする。

## 第5章 受給者の義務

(研究計画に基づく執行)

第19条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究成果の発表・提出)

第20条 個人研究、共同研究については、各年度末までに所定の概要報告書を提出しなければならない。また、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならない。学術雑誌以外での成果の発表については別に定める。

2 学術図書出版については、助成年度内に刊行成果5冊を提出しなければならない。出版する図書のまえがき若しくはあとがきに「広島女学院大学学術研究助成制度」による出版物である旨を明記するものとする。

(業務違反)

第21条 本章に定める義務が遵守されなかった場合、助成を受けた者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。

## 第6章 その他

(研究助成の事務)

第22条 本規程に定める研究助成の事務は、総合研究所事務課が担当する。

## 附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。
- 3 本規程についての細則は別に定める。

付記(移行措置)

2009年4月1日施行の規程の改正に伴い、継続期間中の若手研究、萌芽研究、基盤研究においては、継続期間終了まで2008年3月4日改正の規程によるものとする。但し、第4章第18条については、改正後の規程を適用する。

別表 各種目の支出

種 目	支出範囲	支出できないもの
個人研究 共同研究	設備備品費（消耗図書を含む） 消耗品費（複写費を含む） 旅費*（グリーン料金を除く） 謝金 その他（通信費・印刷製本費 その他必要と認めるもの） 研究計画に必要な学会出席旅費・ 参加費	研究メンバーに対する謝金  その他研究に関連のない経費
学術図書出版 助 成	直接出版経費（組版代・製版代・ 印刷代・用紙代・製本代）	編集・校正・特製本等の諸費

\*継続して30日程度の国外旅費の場合は、当該年度の休暇期間中に行うものとする。  
ただし、短期間の場合はこの限りではない。

## 広島女学院大学学術研究助成規程細則

1995. 12. 11 制 定  
1996. 12. 3 改 正  
1999. 3. 2    "    "  
2002. 1. 8    "    "  
2008. 7. 1    "    "

### (申 請)

第1条 助成を受ける研究年度の前年度末までに、単価又はセット価格が5万円以上のものは見積書を、旅費については明細を提出する。

2 当初の申請に変更のない場合に限り、継続研究の継続申請は不要とする。

### (審査と決定)

第2条 継続研究の助成額については、各年度毎に審査する。

### (助成金の執行)

第3条 継続研究の予算の執行は年度毎とする。

2 図書館資料については、「広島女学院図書館資料管理規程」によるが、固定資産として計上する資料の基準は、5万円以上とする。

### (受給者の義務)

第4条 成果の発表については、芸術系の研究の場合芸術活動の記録及び作品を成果とみなすことが出来る。

### (軽微な変更の範囲)

第5条 研究方法の変更、分担者の変更、役割分担の変更、単価及びセット価格が5万円未満の使用内訳の変更は軽微な変更とし、研究代表者の判断に委ねる。単価及びセット価格が5万円以上の設備備品費(資産図書を含む)支出の場合は事前に許可を得て支出するものとする。

## 附 則

1 本細則の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。

2 本細則は、2009年4月1日から施行する。

## 広島女学院大学学術研究特別助成規程細則

2001. 3. 27 制 定  
2002. 1. 8 改 正  
2002. 10. 8 "

### (目 的)

第1条 本学における学術研究を奨励するために、顕著な成果をおさめた研究を対象とする。

### (申 請)

第2条 学術研究特別助成の申請締切日は、次のとおりとする。第一次申請の締切は当該年度の6月15日まで、第二次申請の締切は当該年度の12月15日まで。  
なお、申請の対象となる成果は申請締切日1年以内のものとする。

2 助成対象の成果が本学学術研究助成及び他機関助成を受けていないものであれば、重複申請をしてもよいものとする。

### (助成額と助成期間)

第3条 当該年度の4月から申請日までの期間において1件10万円程度とする。

### (申請資格)

第4条 学術研究特別助成の対象は本学専任教員で個人又はグループとし、当該年度の申請は2件を限度とする。

### (審査委員会の設置)

第5条 学術研究特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

### (審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科主任
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

### (審査と決定)

第7条 学術研究特別助成については、提出された申請書類と学外の全国的学術雑誌等に発表された論文及び全国レベルの雑誌で高い評価を受けた論文をもとに審査する。また、全国的な規模での賞金のない受賞の場合は、申請書類を受賞報告書をもとに審査する。

2 学術研究特別助成の採否は審査委員会の議を経て大学評議会で決定する。

### (採否の通知)

第8条 学術研究特別助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。



(助成金の執行)

第9条 学術研究特別助成金の執行は、当該年度2月末日までに学術研究特別助成金として給与に含めて支払うものとする。

附 則

- 1 本細則は、2003年4月1日から施行する。
- 2 本細則の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。

## 広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教、助手とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、論集委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、論集委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。論集委員は総合研究所委員会が各学科から互選された図書委員5名に委嘱することとし、論集委員が編集の実務にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、寄稿者に委ね、論集委員会は原則として、これを行わない。ただし、編集の都合上、掲載時期、形式等について変更を求めることがある。

第6条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については論集委員会に一任する。

第7条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第8条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

### 附 則

- 1 本規程の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行する。

## 広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001. 3. 27 制 定

2008. 7. 1 改 正

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科主任
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書(会計報告を含む。)を提出しなければならない。

附 則

- 1 本細則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本細則の改正は、委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会に報告する。

## 広島女学院大学特別専任研究員規程

2001. 6. 19 制 定  
2004. 3. 2 改 正

### (目 的)

第1条 本学大学院博士後期課程の修了者で、優秀な能力を持った人物の研究を継続・促進するため、総合研究所に特別専任研究員(以下「研究員」という。)を置く。

### (資 格)

第2条 本学大学院博士後期課程の修了者で、引き続き研究活動を継続して行うことができ、研究科委員会より推薦された者とする。

### (定 員)

第3条 原則として定員は1名とする。

### (任 期)

第4条 研究員の任期は1期1年通算2年とする。ただし、総合研究所委員会が認めた場合はさらに1年に限り延長することができる。

### (申 請)

第5条 研究員となる前年度の3月末までに研究計画書を指導教授のもとで作成し、総合研究所に提出する。

### (審査と決定)

第6条 総合研究所委員会の審査を経て大学評議会で決定し、学長が任命する。給与については別に定める。

### (研究活動)

第7条 研究員は指導教授のもとで研究活動を行う。ただし、研究活動が不可能になった場合は、その旨を速やかに総合研究所長に申し出なければならない。

### (義 務)

第8条 研究員は研究の概要報告を、研究初年度末までに総合研究所に提出しなければならない。また、研究活動終了の年度末までに研究成果を学術雑誌等に発表し、総合研究所に報告しなければならない。

- 2 研究員は総合研究所長の命による義務を担うものとする。業務内容については別に定める。
- 3 本条に定める義務が遵守されなかった場合、研究員の資格を失うものとする。

### 附 則

- 1 本規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 本規程の改正は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会がこれを行い、学部教授会及び研究科委員会に報告する。

# 広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規程

2008.1.8 制定

## (目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第25条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

## (根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

## (責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は、経理規程第1章第8条第4項に基づき理事長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、経理規程第1章第8条第2項に基づき学長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としての部局責任者は、事務組織規程第3章第10条第4項に基づき事務局長、および事務組織規程第3章第10条第10項に基づき総合研究所長とする。

## (総合研で行う業務)

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関すること
- (2) 応募・交付申請に関すること
- (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関すること

こと

- (4) 科研費による出張に関すること
- (5) 実績報告に関すること
- (6) 研究成果報告等に関すること
- (7) 内部監査に関すること
- (8) 他の研究機関の科研費に関すること
- (9) 学内外からの問合せへの対応
- (10) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること

(研究者名簿への登録等)

第5条 文科省の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員(外国人契約教員を含む)
- (2) 特別専任研究員

2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。

3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第6条 研究代表者は、科研費の交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書(様式A-2-3)を提出しなければならない。

2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。

3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。

3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所

定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費は、本学関係部局と調整のうえ執行等を行う。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

- 4 科研費(直接経費・分担金)の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費(直接経費・分担金)により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費(直接経費・分担金)の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、大学事務局が行う。

(他の研究機関の科研費)

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

(科研費に関する疑義)

第10条 部局責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、すみやかに統括管理責任者へ報告しその指示に従う。

附則

- 1 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。
- 2 本規程は、2008年4月1日から施行する。

## 広島女学院大学受託研究規程

2009. 10. 13 制定

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担し、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受入は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと学長が認める場合に限り行うものとする。

(申込み)

第4条 本学に受託研究を委託しようとする者は、本学の専任教員と事前に協議の上、所定の受託研究申込書を、総合研究所を経て学長へ提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適切であると学長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

2 前項において、申し込みの内容は、総合研究所委員会に設置される委員会（受託研究審査委員会）での審議と承認を経て学長の判断を仰ぐものとする。

(契約の締結)

第6条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに学長と委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第7条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、30%に相当する額を、本学の雑収入として研究に必要な間接経費の一部に使用する。

3 前項にかかわらず、次に該当する場合の間接経費の取扱いは、受託研究契約の定めるところによる。

(1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合



- (2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて  
有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備備品の所有権は、原則  
として本学に帰属し、委託者に返還しない。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めが  
ある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、総合研究所事務課とする。

附則

- 1 本規程は、2010年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。
- 2 本規程の改正は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会がこれを行  
い、教授会に報告する。

## 編集委員

森 あおい	総合研究所所長（代表）
渡邊ゆかり	総合研究所委員
中村浩一郎	総合研究所委員
宮本 陽子	総合研究所委員
桐木 建始	総合研究所委員
末永 航	総合研究所委員
下岡 里英	総合研究所委員

広島女学院大学総合研究所年報 Vol. 14

2010年7月31日発行 ©

〔非売品〕

編集代表 森 あおい

発行代表 長尾ひろみ

発行所 広島女学院大学総合研究所

〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目 13-1

TEL (代)082-228-0386